

件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
予防接種について	他市の小児科を子どものかかりつけ医にしています。かかりつけ医として定期の予防接種もお願いしたいと考えているのですが、枚方市との定期予防接種の契約が結べないようです。他市の小児科での予防接種には手続きが必要となり、負担なのですが、認められないのはなぜでしょうか。	本市におきましては、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちの実現に向けて、地域保健体制や医療連携の強化にも取り組んでいるところです。 ご意見にありましたように市外の医療機関での定期予防接種につきましては、事前の手続きや費用の立替払いなどが必要となります。保護者の皆様にご負担をおかけしていることを心苦しく思いますが、予防接種の法律上の実施主体が市町村であり、本市と予防接種の委託契約をしていない医療機関での接種には、責任の所在を明確にするために必要な手続きであることから、ご理解いただきたいと存じます。 また、他市医療機関との予防接種委託契約につきましては、市内における医療体制などを考慮する必要がありますが、かかりつけ医による健康管理が、適切な医療を受ける上で重要であるとの認識から、市外の小児科との予防接種委託契約につきましても、市民ニーズに応じて検討を進めてまいります。	2025/5/26	2025/6/20	保健予防課